

第六十四号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年六月十四日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例
 江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。
 別表第二都市開発部の表中二十八の項を二十八の二の項とし、二十七の項の次に次のように加える。

二十八 建築基準法第五十二条第六項第三号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	一件につき 二万八千円	認定申請のとき
--	-------------------	----------------	---------

別表第二都市開発部の表三十二の項の次に次のように加える。

三十二の二 建築基準法第五十条第三項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	一件につき 十六万円	許可申請のとき
---	------------------	---------------	---------

別表第二都市開発部の表三十三の項中「第五十五条第三項各号」を「第五十五

条第四項各号」に改め、同表三十五の項の次に次のように加える。

<p>三十五の二 建築基準法第五十八条第二項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料</p>	<p>一件につき 十六万円</p>	<p>許可申請のとき</p>
---	---------------------------------	-----------------------	----------------

別表第二都市開発部の表五十三の項及び五十五の項中「建築される」を「おいて建築等をする」に改め、同表五十七の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の」を「建築物の新築又は増築等の」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の認定申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定申請手数料」に改め、「一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。」を削り、同表五十八の項中「基づく一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「基づく建築物の新築又は増築等」に、「一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料」に改め、「（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の改正に伴い、建築物の容積率の特例認定申請等に係る手数料を新設するほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。